

# 心理検査について

～よくご覧の上、申込みをお願い致します～



特別支援教育コーディネーターが実施する心理検査は、学習上又は生活上において困難を有すると思われる児童生徒の実態を把握し、その特性に応じた適切な支援方針を立てるために行われるものです。

また、児童生徒には負担もかかります。検査を実施することが本当に必要かどうか、他機関での受診予定はないかなど、申し込む前に再度確認をお願いいたします。あくまでも教育的に利用するものであり、結果の公表や公的な利用はできません。

- 1年以内に心理検査を受けていたり、別の機関で心理検査を受けたりしていませんか？
- 学級や学校内で指導の工夫がなされましたか？
- 個別の教育支援計画、個別の指導計画は作成されましたか？（必須）
  - ※ 学級や学校内での指導内容等を個別の教育支援計画、個別の指導計画にて確認させていただきます。
- 保護者の了解は得られましたか？
  - ※ 保護者からの要望だけでは実施はできません。保護者からの要望を受け、学校でも検査の必要性があると判断された場合に申し込みをお願いいたします。

## ☆ 心理検査の種類について

主訴によって心理検査の種類を検討し、決定します。相談内容によっては先生方に検査を実施して頂き、結果の分析を一緒に行う場合もあります。

## 注意

- 在籍変更や就学先判断のための検査実施については「宮崎市就学相談委員会」による巡回相談が担当となります。  
連絡先 0985-23-1053（就学相談担当）
- 中学校（高校）への引継資料としての検査実施はできません。学校での支援を充実させることが目的の検査です。
- 病院受診時の情報提供資料としての検査実施はできません。
  - ※ 検査実施後、医療機関を受診される場合に保護者が検査報告書を持参されることは構いません。
- 検査希望が複数名いらっしゃる場合は、学校内で緊急性等から判断し優先順位を決めて計画的な申込みをお願いいたします。
  - ※ 1月～3月は検査を実施していないため年度内の実施が難しい場合もあります。